

インボイス制度（適格請求書等保存方式） 導入問題を再点検する

岡田俊明税理士（東京税財政センター理事長/TCフォーラム
運営委員）

■インボイス制度のポイント■

- ▼2023（令和5）年10月1日から、インボイス制度（適格請求書保存方式）が実施される。
- ▼売手側から請求された場合に、インボイスの交付義務が生じる。
- ▼買手側は、インボイス（適格請求書）に基づいて消費税の仕入税額控除を計算し、その証拠資料としてインボイスを保存することが義務付けられる。
- ▼インボイスは、「登録事業者」だけが発行できる（インボイスに登録番号を記載する）。
- ▼登録番号を取得するには登録申請が必要で、昨年10月から受付が始まった（2023（令和5）年3月31日までが申請期間）。
- ▼申請できるのは消費税「課税事業者」なので、免税事業者はまず「課税事業者」になることが必要（これまで課税事業者だった者も申請が必要）。
- ▼ということは、「免税事業者」は、インボイス制度から除外されてしまうということになる。
- ▼免税事業者は、インボイスを発行できないが、消費税を請求できるか否かは取引相手次第である（従来同様の取引は可能）。
- ▼したがって、インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れは「仕入税額

控除」ができない。

▼なお、申請期間内に登録申請をした場合は、2023（令和5）年10月1日に登録を受けたとみなされる。

▼登録日が、インボイス制度が開始される令和5年10月1日を含む課税期間中である場合には、「課税選択届出書」を提出しなくても登録できる。

▼2023（令和5）年4月1日以降に登録申請をする場合には、10月1日のインボイス発行に間に合わない可能性もある。（令和5年9月30日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合、登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされる。「困難な事情」については、その困難の度合いは問われない）。

▼インボイスを必要としない取引先や一般消費者との取引だけ（BtoC）の事業者は、免税事業者のままで問題はない。

▼登録事業者申請をした後で、やめることは可能（登録取消届出書の提出）。

▼登録事業者（課税事業者）を選択する場合は、制度に見合うように請求書や領収書の書式の見直しが必要になる。

▼免税事業者から課税事業者に変更する場合は、会計処理も大きく変わるので、経理処理を円滑にできるよう会計ソフトの見直し、導入している業務システム等の見直しも考えなくてはならなくなる。

▼インボイス導入後は、免税事業者からの課税仕入れは仕入税額控除ができなくなるが、下記期間は経過措置として一定割合を仕入税額控除できる。

- ・令和5年10月1日～令和8年9月30日まで 仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日～令和11年9月30日まで 仕入税額相当額の50%

※買手側がこの経過措置を適用する場合には、あらかじめ免税事業者である旨を確認するとともに、一定割合の計算ができるにはその取引先との年間取引金額が計算できるようにしておかなければならない。

■インボイス導入の理由づけ■

財務省の説明を確認しておく。

「複数税率制度の下で前段階税額控除の仕組みを適正に機能させるためには、欧州諸国の付加価値税制度において広く採用されているいわゆる『インボイス方式』の導入が不可欠だと考えられていました。すなわち、売手側における適用税率の認識と仕入側における適用税率の認識を一致させるために、売手側に必要な情報を記載した請求書等（インボイス）の発行を義務付けるとともに、当該請求書等（インボイス）の保存を仕入税額控除の適用要件とする必要があります。また、そうした仕組みを機能させる観点から、課税事業者として適正な請求書等（インボイス）を発行できる事業者であることが、他の事業者から確認できる仕組みも必要となってきます。

わが国の消費税制度は、単一税率であり、かつ、非課税対象が限定的であること等を踏まえ、これまで『請求書等保存方式』が採用されてきたところですが、軽減税率制度の導入に伴い、いわゆるインボイス方式である『適格請求書等保存方式』を導入することとされました。」（平成28年度税制改正の解説）

そして、財務省のインボイスPRリーフレットには次の記載がある。

「適格請求書とは、『売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段』であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。」（平成30年4月「適格請求書等保存方式が導入されます」）

そこで問題がある。現行方式（アカウント方式／帳簿方式）では、売手側と買手側で消費税適用税率や消費税額の認識を一致させることに困難を伴っているのだろうか。複数税率導入からすでに2年半を経過している。税務行政上もその点が問題になっているとは聞かない。つまり、現行制度でも十分に機能しているといってよい。それでも、インボイス制度導入にこだわるのは、その理由が別のところにあるのではないかとの疑念が呼び起こされる。

本当の理由は、免税事業者つぶしなのではないか、と。

■仕入税額控除は請求権か■

そこで、消費税導入時の税制改革法（昭和63年12月30日成立）を確認しておきたい。

「消費税は、事業者による商品の販売、役務の提供等の各段階において課税し、経済に対する中立性を確保するため、課税の累積を排除する方式によるものとし、その税率は、100分の3とする。この場合において、その仕組みについては、我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮したものとする。」（同法10条（消費税の創設）2項）

つまり、「前段階税額控除方式」の採用を明確にしている。ということは、帳簿方式であろうがインボイス方式であろうが「仕入税額控除」ができなければならない。

しかし、消費税法30条は以下の規定をおく。

「事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ…に係る消費税額…につき課された又は課されるべき消費税額…の合計額を控除する。」（同法30条1項）

問題は、この「仕入税額控除」の性格は何かという点。何か恩恵的なものなのか、そうではなくて「請求権」と理解してよいのだろうか。上記規定からすると後者だとの理解が可能である。

しかし、

「事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ…等の税額については、適用しない。」（同法30条7項）

という規定の存在が問題になる。この点、最高裁は次の判断を示している。

「事業者が、消費税法施行令 50 条 1 項の定めるとおり、法 30 条 7 項に規定する帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間及び場所において、法 62 条に基づく税務職員による検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、法 30 条 7 項にいう『事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合』に当たり、事業者が災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを証明しない限り（同項ただし書）、同条 1 項の規定は、当該保存がない課税仕入れに係る課税仕入れ等の税額については、適用されないものというべきである。」（平成 16 年 12 月 16 日最高裁第一小法廷判決）

この裁判で争われたのは、帳簿等の不提示＝不保存なのかという点。判決は、不提示に当たるとしたわけだが、

「そのような理由により消費税額算定の重要な要素である仕入税額控除の規定を適用しないという解釈は、申告納税制度の趣旨及び仕組み、並びに法 30 条 7 項の趣旨をどのように強調しても採り得ない」（平成 16 年 12 月 20 日最高裁第二小法廷判決における滝井繁男裁判官の反対意見）との考え方は妥当と考えられる。

この点について、日本弁護士連合会は、「『課税売上有る事業者には当然に課税仕入がある』という前提事実と可及的に調和のとれる制度を速やかに構築すべきである」（「仕入税額控除の要件についての意見書」2004 年 12 月 17 日）との意見が表明されている。

しかし、その後法改正は行われぬままインボイス制度を導入しようとしている。

■事業者免税点制度とインボイス■

インボイスが導入されたとしても、事業者免税点制度は存続する。

「事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。」（消費税法 9 条）

免税事業者は500万社（者）で、そのうち85%が個人事業者と推定されている。現在は、課税事業者は、取引の相手が免税事業者や消費者であっても、その取引金額は税込み金額として計算している。

インボイス制度の下では、インボイス発行事業者ではない免税事業者や消費者への支払いに関しては仕入税額控除の対象にならない。そうすると、免税事業者のままでいると、取引から排除されるのではないかということから、インボイス発行事業者（課税事業者）となるかの選択に直面する。

ところが、インボイス制度にも特例があって、以下の場合は帳簿のみの保存で控除可能としている（消費税法施行令49条1項、同法施行規則15条の4）。

- ① 税込価額3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 簡易インボイスの記載事項（取引年月日を除く）が記載された入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ インボイス発行事業者でない者からの再生資源または再生部品の購入
- ⑦ 税込価額3万円未満の自動販売機又は自動サービス機による商品の購入等
- ⑧ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストにより差し出されたものに限り）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当

ということは、ある分野では発行事業者でない者からの仕入れについて帳簿の保存のみで仕入税額控除を可能としているのであるから、免税事業者との取引についても同様に可能としうることを示しているといえよう。インボイス制度の下でも税制改正の余地がある。

■簡易課税など「中小企業への配慮」の後退■

1989（平成元）年4月の消費税導入に際して、大きな導入反対運動の高まりの中で、中小企業への配慮の仕組みが用意された。

○限界控除制度……激変緩和措置としてつくられたが、1997（平成9）年の消

費税率アップと同時に廃止された。

○簡易課税制度……基準期間（前々年）の課税売上高の適用上限が5億円であったが、4億円→2億円と引き下げられ、2004（平成16）年には、現行の5000万円まで下げられた。

○みなし仕入率……消費税導入時の90%と80%の2区分から、4区分→5区分へと区分が増え、消費税率が5%から8%へと引き上げられた2014（平成26）年には90%～40%の6区分に細分化された。

そして、

○免税点制度……消費税導入時には課税売上3000万円を適用上限としていたが、1997（平成9）年には資本金1000万円以上の新設法人は対象から除外され、2004（平成16）年には適用上限が1000万円に引き下げられた。

「簡易課税を選択できる」というのは、財務省が好んで使う言い分である。が、納税義務は生じる。例えば、飲食業や不動産賃貸業についてみれば、しかも、課税事業者を選択せざるを得ないことを前提にすれば、簡易課税が有利ということになる。簡易課税制度を適用するには、簡易課税制度選択届出書を提出しなければならない。

それでは、どれほどの消費税負担となるのか計算してみよう。

年間売上600万円の飲食店を想定、インボイス発行事業者（課税事業者）になって、その際に簡易課税を選択するという前提である。

課税売上（600万円÷1.1）×10%×40%（1－第四種みなし仕入率）
＝21万8100円

になる。ということは、現在に比べてこれだけ年間所得金額の減少を余儀なくされる。

免税事業者が、消費税登録事業者になって、簡易課税の適用を受けようとする場合の届出書提出期限はというと、本来は適用を受けようとする課税期間が始まる前までに提出しなければならない（消費税法37条1項）が、登録日の属する課税期間

【みなし仕入率】

- 第一種事業(卸売業)…90%
- 第二種事業(小売業)…80%
- 第三種事業(建設業・製造業等)…70%
- 第四種事業(その他の事業)…60%
- 第五種事業(サービス業等)…50%
- 第六種事業(不動産業)…40%

中に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に届出書を提出したものとみなされる（同法施行令改正令附則18条）。

なお、簡易課税選択の課税事業者は、仕入税額控除のインボイス保存は仕入税額控除の要件とされない。

■インボイスで変わること■

インボイスには、右の記載が義務付けられる。ただし、「簡易インボイス」が用意されている。

現在、不特定多数を取引先とする小売業や飲食店などでは、相手先の氏名・名称の記載を省略することができる。インボイス制度導入後はどうなるのか。この点について、消費税法は、適格請求書に代えて「適格簡易請求書」（簡易インボイス）を交付することができると定めている（同法57条の4第2項）。対象となるのは、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業や駐車場業など不特定多数を取引先とする事業である（同法施行令70条の11）。

請求書等			記 載 項 目
③ 適格 請求 書等	② 区 分 記 載 請 求 書 等	① 従 来 請 求 書 等	請求書発行者の氏名
			取引年月日
			取引内容
			対価の額
			書類の交付を受ける者の氏名（名称）
		①軽減税率の対象品目である旨	
			②税率ごとの合計対価の額
		③登録番号	
		④税率ごとの消費税額	

- ◎「書類の交付を受ける事業者の氏名または名称」の記載は不要
- ◎「税率の異なるごとに区分した消費税額等」か「適用税率」のいずれかの記載で足りる

ということは、スーパーやコンビニ、タクシーなどがいま使用しているレシートに、登録番号や税率などを記載して使えるということになる。あらかじめゴム印を用意してレシートに押印する方法もよし、押印ではなく手書きでも必要事項が書き加えられていれば通用する（国税庁「インボイス Q&A」問26）。

■インボイスの様式は自由■

インボイスには、法令で定められた書式があるわけではない。また、「適格請求書」や「インボイス」の名称を用いる必要もない。日常の取引で使っている領収書、請求書、納品書、レシートであっても、その名称にかかわらず、法定事項が記載された書類であればインボイスになる（同法57条の4第1項）。手書きの領

収書でも問題はない（国税庁「インボイス Q&A」問 26）。一つの書類にすべての事項を記載する必要もなく、納品書と請求書など複数の書類全体で法定記載事項を満たしていればインボイスになる（国税庁「インボイス通達」3-1）。

また、インボイスに記載する名称については、例えば、請求書に電話番号が記載してあり請求書を交付する事業者を特定することができる場合や、屋号のほか省略した名称などの記載でもよい。これは、現行の領収書等と同じ取り扱いである（インボイス Q&A 問 44）。

さらに、登録番号と紐付けられた取引先コード表などをインボイス発行事業者と相手先の間で共有していれば、取引先コード、商品コード等の記号、番号等の表示によることもできる（国税庁「インボイス Q&A」問 45、「インボイス通達」3-3）。

■ インボイスの実務 ■

発行事業者の実務

インボイス発行事業者には、以下の義務が課される。

▼インボイスの交付……課税事業者である取引の相手側（買手）から、インボイスの「交付を求められたとき」にはその交付義務を負う（消費税法 57 条の 4 第 1 項）。もっとも、免税取引、非課税取引、不課税取引のみを行った場合には、交付義務は課されない。簡易インボイスも同じである。

▼返還インボイスの交付……値引きや割戻し等を行った場合には、「適格返還請求書」の交付義務を負う（同法 57 条の 4 第 3 項）。

▼インボイス等の修正……交付したインボイス、簡易インボイス、返還インボイスに誤りがあった場合には、修正した請求書等の交付義務を負う（同法 57 条の 4 第 4 項）。

▼電子インボイスの提供……上記の書類の交付に代えて、これらに記載すべき事項を電磁的記録（電子データ）で相手方に提供することができる（同法 57 条の 4 第 5 項）。この「電磁的記録」とは、具体的には、情報がハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等に記録・保存された状態にあるものを指す。

▼写し等の保存義務……上記の書類を交付した場合、それらの書類の写しまたは電子インボイスの電子データを保存する義務を負う（同法57条の4第6項）。電子インボイスを提供した場合の保存は、電子データをそのまま保存することができ（同法施行規則26条の8第1項）、電子データを紙に印刷して書面として保存することも可能である（同規則26条の8第2項）。なお、交付したインボイスの「写し」とは、交付した書類そのもののコピーに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれることから、例えば、簡易インボイスのレジのジャーナル、複数のインボイスの記載事項が確認できる一覧表や明細表などの保存があれば足りるとされている（「インボイスQ&A」問61）。

▼登録日と登録通知日の間の処理……2023（令和5）年10月1日以降は、インボイス発行事業者の登録日とその通知を受ける日とは一致しないはずだから、現実には通知を受けるまではインボイスは発行できない。そのタイムラグを埋めるためには、従来の請求書等（区分記載請求書等）を交付しておいて、通知を受けた以降にインボイスを作成し差し替えるという作業が必要になる。その場合、不足する登録番号等を記載した書面等（既に交付した書類との相互の関連が明確であるもの）を相手方に通知する方法でもよい（「インボイス通達」2-4）。

交付を受けた事業者の実務

インボイス制度の下では、「帳簿及び請求書等」双方の保存が義務付けられる。課税仕入れが軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載することとされている。

しかし、この記帳は、現行の区分記載請求書等保存方式において既に義務付けられているから、帳簿の記載事項と保存要件はインボイス制度開始以降でも変更はないということになる。なお、保存が義務付けられるのはインボイスだけではない。仕入計算書、仕入明細書、卸売市場や農協・漁協が発行する書類も法定要件を備えていれば、仕入税額控除の証明書類になる。

▼仕入税額控除の経過措置……インボイス制度では、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者・登録を受けていない課税事業者・消費者）からの課税仕入れについて、仕入税額控除ができない。しかし、2029（令和11）年9月30日までの間は、仕入税額相当額の一定割合（80%・50%）の仕入税額控除が受けられる（平成28年改正法附則52条・53条）。そのためには、経過措置の適用を受ける旨の帳簿記載、区分記載請求書等に必要な記載事項の記載が必要である。

インボイス制度実施から一定の期間は、ややこしい処理と事務負担増の中でインボイス不備などの混乱が十分に想定される。もし、後日税務調査があつて受け取ったインボイスに不備等の指摘があつた場合に、経過措置は適用されるのかという問題が生じうる。インボイスと認識していた請求書等に不備があると、帳簿には経過措置適用の旨の記載はないであろうから、経過措置適用は否定される可能性がある。そうすると、請求書等の交付を受けた時点で、適正なインボイスか、不備がないかを確認しておく必要があるということになるか。

▼口座振替の家賃等……銀行口座からの振替（振込）決済される家賃や税理士報酬等については、必要事項が記載された契約書と銀行発行の振込金受取書を保存することにより、仕入税額控除が適用になる。2023（令和5）年9月30日以前からの契約書には、登録番号等の必要事項の記載が不足しているから、別途、記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存しておけばよい（「インボイス Q&A」問76）。

■ 免税事業者等との取引の経理処理 ■

インボイス制度導入後、免税事業者と取引する課税事業者サイドの処理について、例えば、事業用建物を1100万円で取得した場合を想定する。その事業者が、税抜経理方式で経理している場合、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仮払消費税等の額として取引の対価の額と区分して経理する金額はないことになるから、支払対価の額（1100万円）を建物の取得価額として、法人税・所得税の所得金額の計算を行うことになる（国税庁「法人税経理通達」14の2、「所得税経理通達」11の2）。

この事例を、経過措置の80%控除可能期間（令和5年10月～令和8年9月）における取引として想定するとどういう取り扱いになるだろうか。

この期間中は、インボイス制度導入前の課税仕入れに係る消費税額の80%相当額について仕入税額控除の適用を受けることができるから、課税事業者が税抜経理方式で経理している場合、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、支払対価の額のうちインボイス制度導入前の仮払消費税等の額の80%相当額（80万円を取引の対価から区分）を仮払消費税等の額とし、残額を

建物の取得価額（1020万円）として法人税・所得税の所得金額の計算を行う（「法人税経理通達」3の2、経過的处理(2)、「所得税経理通達」3の2、経過的处理(2)）。

経過措置50%の場合（令和8年10月～11年9月）も同じ理屈になる。すなわち、支払対価の額のうち、50万円を仮払消費税等の額として取引の対価から区分し、1050万円を建物の取得価額として法人税・所得税の所得金額の計算を行うことになる。

インボイス制度導入前と同様に仮払消費税等を計上する経理が行われた場合には、その経理が行われた金額は、その事業年度の損金（必要経費）の額に算入されない点に注意したい。

このように、免税事業者等と取引する課税事業者にとっては、経過措置の期間の経理処理には手間がかかることになるから、そのことが、免税事業者に対するインボイス発行事業者登録への「圧力」にならなければとの懸念がある。

■インボイス制度導入は止められないのか■

昨年（2021年）10月1日から「登録申請」が始まった。

免税事業者はどうすればいいのか。まずは元請など取引先とよく話し合うことである。業界の動きも大事だが、そもそもの仕組みを改める（税制改正要求）こと抜きには、基本的な解決策はなさそうである。

では、どうなれば免税事業者に襲いかかるこの負担増を回避できるか。

- インボイス制度導入をやめるか凍結すること
- 「帳簿方式+インボイス」ではなく、現行と同じ帳簿方式で計算する
- 免税事業者からの仕入れは、現行通り税込計算ができることとする
- インボイスの番号記載について、希望事業者に番号付与するしくみに
- 消費税を8%以下に減税し複数税率制をやめれば、インボイスは不要に

など、現実的な解決としての方法はいくつもある。

消費税法附則の見直し規定

平成28年度改正税法附則171条2項

政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

☆消費税法制度の変更スケジュール

図 消費税法制度変更スケジュール

